

兵庫県病院薬剤師会 弔慰金規約 第2条

1. 会員が死亡したとき。

密(シキミ) 1対と祭祀料 10,000円

2. 会員の家族(配偶者・子供・両親)が死亡して支部長に連絡があったとき、
弔電(3,000円以内)。ただし、支部長が会長名にて弔意を表し本部に報告する。

3. その他会長・副会長が協議の上必要と認められた時は、適当な処置をとる。

兵庫県病院薬剤師会但馬支部会則 弔慰

会員および同居の両親、配偶者、子供が死亡したときは兵病薬但馬支部として弔電を打つものとする。

上記の場合、各所属長は、下記名称にて弔電二通をお願いします。

費用は後日、領収書と下記の用紙を添付して、但馬支部長(豊岡病院薬剤部、多田章二)へ請求してください。

1. 兵庫県病院薬剤師会 会長 西田 英之
2. 兵庫県病院薬剤師会 但馬支部 支部長 多田 章二

<メモ>

病院名

職員名

物故者名 (職員との続柄) (年齢) 歳

告別式(自宅、又は会場の名称)

日時 平成 年 月 日 時 分 より

出棺 時 分

場所(住所) (会場名)

(電話)

(喪主) 物故者との関係

お通夜(自宅、又は会場の名称)

日時 平成 年 月 日 時 分 より

場所(住所)

(電話)

[報告者]